

組織再編税制の見直し(完全子法人化するスクイーズアウトにおける課税の取扱いの整理)

1. 改正のポイント

(1) 背景・趣旨

- ① スクイーズアウトによる完全子法人化は、同じ経済効果があるにもかかわらず、その手法や親法人の連結納税採用の有無により、スクイーズアウトにより完全子法人化する法人の課税上の取扱いが異なっていた。
- ② 全部取得条項付種類株式を発行する旨を定める定款等の変更に対抗し株式買取請求権が行使された場合の自己株式取得はみなし配当事由に該当し、スクイーズアウトを受入れた場合や株式併合に対抗した株主の株式買取請求に関する課税上の取扱いと異なっていた。

(2) 内容

- ① 全部取得条項付種類株式の取得決議又は株式併合、株式売渡請求(以下、「全部取得条項付種類株式の取得決議等」という)により完全子法人化するスクイーズアウトを株式交換等と定義する。
- ② 株式交換完全親法人が、スクイーズアウトにより完全子法人化する法人の発行済株式の3分の2以上を保有している場合の少数株主への金銭等の交付、全部取得条項付種類株式の取得価格決定の申し立てに基づく金銭等の交付も税制適格組織再編として取り扱う。
- ③ スクイーズアウトされる株主の課税上の取扱いについて、全部取得条項付種類株式(一定の場合に限る)を発行する旨を定める定款等の変更に対抗し、株式買取請求権を行使した場合における自己株式の買取は、みなし配当事由から除外される。
- ④ 全部取得条項付種類株式の取得決議等により完全子法人化するスクイーズアウトが適格要件を満たす場合、その完全子法人は連結納税の開始等に伴う資産の時価評価制度の対象から除外される。
- ⑤ 非適格株式交換等及び連結納税の開始等に適用される資産の時価評価制度について、帳簿価額が1,000万円未満の資産は時価評価の対象から除外される。

(3) 適用時期

平成29年10月1日以降に行われる組織再編について適用する。

(4) 影響

- ① 合併、株式交換を利用したスクイーズアウトは増加する可能性がある。
- ② 帳簿価額1,000万円未満の営業権等は時価評価の対象から除外される。

2. 改正の趣旨・背景

完全子法人化するスクイーズアウトの代表的な手法としては、金銭を対価とする合併又は株式交換による組織再編、全部取得条項付種類株式の取得決議又は株式併合、株式売渡請求がある。改正前は、下記のように選択する手法により、スクイーズアウト対象法人の課税関係が異なっていた。

【スクイーズアウトの手法と完全子法人となる法人の課税関係】

スクイーズアウト手法	概要	スクイーズアウトにより完全子法人となる法人の課税関係		
		単体納税(連結納税を採用していない)		連結納税
		原則	例外	
合併	合併の対価として買収法人が買収対象法人の株主に金銭を交付し、少数株主を退出させる。	資産・負債の移転に伴う譲渡損益課税		—
株式交換	株式交換の対価として買収法人が買収対象法人の株主に金銭を交付し、少数株主を退出させる。	一定の資産に時価評価課税	組織再編税制の適格要件を満たした場合は課税繰延べ(税制適格となるためには合併等の対価は合併法人等の株式に限る対価要件)	資産の評価替え ・原則 時価評価 ・例外 時価評価なし 繰越欠損金の取扱い ・原則 切捨て ・例外 一部持込み
全部取得条項付種類株式	買収対象法人の既存の普通株式を全部取得条項付の種類株式に変更。それを端数になる株式を対価として買収対象法人が取得する決議をし、少数株主に端数相当の金銭を交付して退出させる。			
株式併合	買収対象法人の少数株主の全員が端株となる株式併合を行い、少数株主に端数相当の金銭を交付して退出させる。		評価替えなし(課税なし)	資産の評価替え ・時価評価 繰越欠損金の取扱い ・切捨て
株式売渡請求	買収対象法人の9割以上の議決権を有する株主(買収法人)が、対価の額等を定めて買収対象法人に通知。取締役会承認等の手続きを経て買収対象法人の株主から金銭を対価に買収対象法人の株式を取得する。			

2. 改正の趣旨・背景

前述のとおり、スクイーズアウトによる完全子法人化は、同じ経済効果があるにもかかわらず、その手法や親法人の連結納税採用の有無により、スクイーズアウトにより完全子法人化する法人の課税上の取扱いが異なっていた。

例えば、改正前は株式併合を用いたスクイーズアウトでは完全子法人に課税が生じないため、税制非適格となる株式交換を用いたスクイーズアウトより税務上有利な場合があった。また、親法人が連結納税を採用している場合、スクイーズアウト自体は完全子法人に課税が生じない手法を選択しようとしても、対象法人の連結納税グループの加入として、時価評価を強制されるため、スクイーズアウトの実行を見送ることも考えられた。

完全子法人化するスクイーズアウトを組織再編税制の一環とし、手法による課税関係の差異の解消、親法人の申告方法選択による差異をなくす改正及び株式交換等においても他の手法同様金銭交付をしても適格として扱われる改正が行われる。

また、改正前は、スクイーズアウトされる株主の課税関係のうち、全部取得条項付種類株式を発行する旨を定める定款変更に対抗し株式買取請求した株主からの自己株式の買取のみ、みなし配当事由に該当していた。当該取扱いが、配当等の益金不算入の活用を期待した法人株主によるスクイーズアウトのインセンティブに繋がる可能性もあった。

これら2つの方法によりスクイーズアウトされる株主の課税関係についても同じにする改正が行われる。

【スクイーズアウトにより完全子法人となる法人の課税関係】

親法人の税額 計算方法	単体納税(連結納税を採用していない)		連結納税	
	スクイーズアウト時の課税関係		開始時又は加入時の課税関係	
スクイーズ アウト手法	改正前	改正後	改正前	改正後
合併	原則：時価評価課税(税制非適格)	原則：時価評価課税(税制非適格)	—	—
株式交換	例外：課税なし(税制適格)	例外：課税なし(税制適格) + (対価要件の例外)	原則：時価評価 例外：時価評価なし	原則：時価評価 例外：時価評価なし
全部取得条項 付種類株式	課税なし(特別な定めなし)	<ul style="list-style-type: none"> ・合併法人等が、被合併法人等の発行済株式の3分の2以上を保有する場合における少数株主に対する金銭等交付 ・全部取得条項付種類株式の取得申立てに基づく金銭等交付 ・株式売渡請求に基づく金銭等交付 	時価評価	
株式併合				
株式売渡 請求				

(出典) 経済産業省『平成29年度税制改正について』を加工

3. 改正の内容

(1) 適格合併、適格株式交換に係る対価要件の見直し

吸収合併又は株式交換(以下「吸収合併等」とする。)の適格要件のうち、対価要件が緩和される。

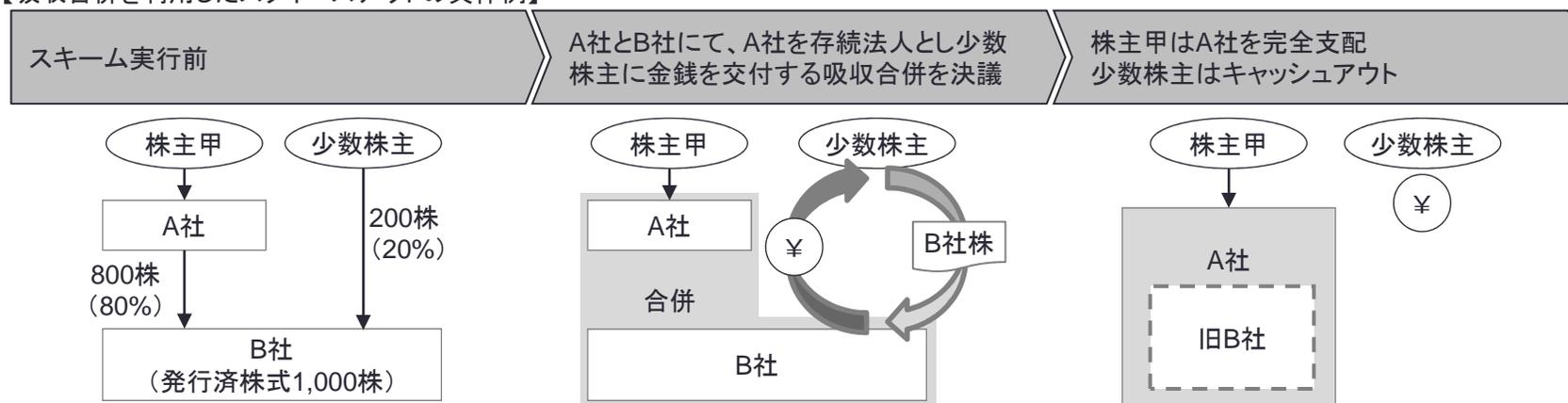
改正前に吸収合併等によるスクイーズアウトを実行する場合、適格要件のうち対価要件が充足できなかった。改正後では、合併法人等が被合併法人等の発行済株式の3分の2以上を保有している場合には、合併法人等以外の株主に対して金銭等を交付しても、他の適格要件を満たしていれば税制適格組織再編税制として取り扱われることとなる。

【吸収合併、株式交換の適格判定における対価要件】

スクイーズアウト手法	税制適格組織再編の対価要件	
	改正前	改正後
合併・株式交換(注)	(原則)株式以外の資産の交付がないこと (例外)以下の資産は交付しても適格の要件を満たす ・被合併法人等の株主に剰余金の配当として交付される金銭等 ・合併等に伴い端株が生じた株主に交付する金銭等 ・合併等反対株主の買取請求に応じて交付する金銭等	(原則)株式以外の資産の交付がないこと (例外)以下の資産は交付しても適格の要件を満たす ・被合併法人等の株主に剰余金の配当として交付される金銭等 ・合併等に伴い端株が生じた株主に交付する金銭等 ・合併等反対株主の買取請求に応じて交付する金銭等 ・ <u>合併法人等が被合併法人等の発行済株式の3分の2以上を保有している場合におけるその他の株主に交付する金銭等</u>

(注) 今回の改正により全部取得条項付種類株式の端株処理、株式併合の端株処理及び株式売渡請求により完全子法人化するスクイーズアウトは、「株式交換等」の定義に含められ、企業グループ内の株式交換等の適格要件を満たさない場合、一定の資産に時価評価課税される(次項参照)。

【吸収合併を利用したスクイーズアウトの具体例】



3. 改正の内容

(2) スクイズアウトによる完全子法人化の課税関係の見直し

今回の改正により全部取得条項付種類株式の取得決議等による完全子法人化が、株式交換等の定義に含められた。

これらの手法により完全子法人化された法人は、一定の資産の時価評価課税が原則となり、企業グループ内の株式交換等の適格要件を満たす場合には課税が繰り延べられる。

【スクイズアウトにより完全子法人となる法人の課税関係と適格要件】

スクイズアウト手法	スクイズアウト時(の対象法人)の課税関係	
	改正前	改正後
全部取得条項付種類株式	課税なし (特別な定めなし)	・原則: 一定の資産に時価評価課税 ・例外: 適格要件を満たす場合は時価評価しない(課税の繰り延べ)
株式併合		
株式売渡請求		

企業グループ内の株式交換等の適格要件(概要)

完全親法人の株式又は完全支配親法人の株式のいずれかが交付されること(一定の金銭等の交付を含む)

- 以下の(イ)又は(ロ)のいずれかの要件を充足すること
 - (イ) 株式交換等前のいずれか一方の法人による支配関係が、株式交換等後も継続する見込みであること
 - (ロ) 株式交換等前の同一の者による支配関係が、株式交換等後も継続する見込みであること等
- 完全子法人の株式交換等直前の従業員の概ね80%以上の者が、引き続き完全子法人の業務に従事することが見込まれること
- 完全子法人の株式交換等前の主要な事業が引き続き営まれることが見込まれること

3. 改正の内容

(3) スクイズアウトによるみなし配当課税の見直し

改正前は、スクイズアウトされる株主の課税関係のうち、全部取得条項付種類株式を発行する旨を定める定款等の変更に反対し、株式買取請求した株主からの自己株式の買取のみ、みなし配当事由に該当していた。

改正により、全部取得条項付種類株式(一定の場合に限る)を発行する旨を定める定款等の変更に反対し、その後の取得決議に係る取得対価の割当てに関する事実を知った後に株式買取請求を行い、買取請求をしないとすれば端数となる株式のみの交付を受けることとなる株主からの自己株式の買取は、みなし配当事由から除外される。

【スクイズアウトされる株主の課税関係】

スクイズアウト手法	改正前		改正後	
	反対株主の買取請求による自己株式買取	株式の対価として金銭交付	反対株主の買取請求による自己株式買取	株式の対価として金銭交付
全部取得条項付種類株式	みなし配当 + 株式譲渡損益			株式譲渡損益
株式併合		株式譲渡損益		

3. 改正の内容

(4) 連結納税適用時のスクイーズアウトによる完全子法人化の課税関係の見直し

① 対象法人の課税関係

全部取得条項付種類株式の取得決議、株式併合及び株式売渡請求による完全子法人化が、株式交換と同様に組織再編税制として位置づけられた結果、企業グループ内の株式交換と同様の適格要件を満たす場合におけるその完全子法人となった法人の連結納税の開始又は加入に伴う資産の時価評価制度の対象から除外する。

加えて、完全子法人の連結納税の開始等の前に生じた欠損金額を連結納税制度の下での繰越控除の対象に加える(個別所得金額を限度とする)。

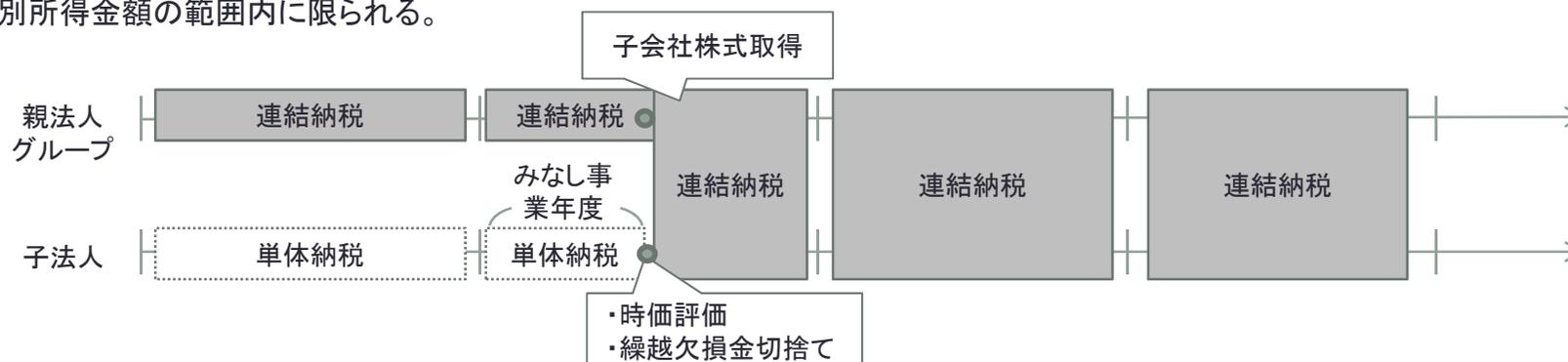
スクイーズアウト手法	改正前	改正後
株式交換	資産の評価替え ・原則 時価評価する(税制非適格) ・例外 時価評価なし(税制適格) 繰越欠損金の取扱い ・原則 切捨て ・例外 一部持込み(個別所得金額を限度とする)	資産の評価替え ・原則 時価評価する(税制非適格) ・例外 時価評価なし(適格要件)
全部取得条項付種類株式	資産の評価替え ・時価評価する 繰越欠損金の取扱い ・切捨て	繰越欠損金の取扱い ・原則 切捨て ・例外 一部持込み(個別所得金額を限度とする)
株式併合		
株式売渡請求		

3. 改正の内容

② 時価評価制度及び繰越欠損金の取扱い

連結納税を採用する際には、連結納税における納税単位と単体納税における納税単位がそれぞれ違うことから、原則的に単体納税における含み損益の清算及び単体納税における繰越欠損金の切捨てを行う。ただし、以下表中の連結子法人に対しては、法人の事務負担や課税上の弊害が生じにくい点を考慮し、例外的に時価評価や欠損金の持ち込み制限の対象から除外されている。

なお、繰越欠損金の持ち込み制限対象外とされた連結子法人が連結グループへ持ち込める繰越欠損金は連結子法人の個別所得金額の範囲内に限られる。



時価評価制度及び繰越欠損金の持ち込み制限対象外法人	
改正前	連結親法人を設立した株式移転に係る株式移転完全子法人
	適格株式交換による株式交換完全子法人
	長期保有子法人等 ・長期保有子法人 ・連結納税グループ内の法人により設立された100%子法人 ・適格合併等により100%子法人となった法人のうち、長期保有子法人に準ずるもの
	単元未満株式の買取り等により100%子法人となった法人
改正による要件追加	全部取得条項付種類株式の取得決議、株式併合及び株式売渡請求による完全子法人化を行った場合において、企業グループ内の株式交換と同様の適格要件(新設)を満たすもの

3. 改正の内容

(5) 非適格株式交換等及び連結納税制度の時価評価制度の見直し

非適格株式交換等及び連結納税の開始等に適用される資産の時価評価制度について、「帳簿価額」が1,000万円未満の資産は適用対象から除外される。

なお、資産の区分に応じ、各資産ごとに定める評価単位があるため留意が必要である。

【時価評価対象資産外となる金額基準の要件】

制度の内容	時価評価対象資産	時価評価対象資産外となる金額基準の要件	
		改正前	改正による要件追加
非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産について時価評価	<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却資産(営業権含む) ・土地等 ・金銭債権 ・有価証券 ・その他の資産 	①資産の含み損益が下記いずれか少ない金額に満たない場合	②帳簿価額が1,000万円未満の資産の場合 <div style="text-align: center;">  追加 </div>
連結納税の開始又は連結グループ加入時の完全子法人等の有する資産について時価評価		<ul style="list-style-type: none"> ・資本金等の額の2分の1 ・1,000万円 	

【各資産の定める時価評価の単位】※科目単位ではなく、各資産ごとに定める時価評価単位で金額判定を行う

資産種別	単位
減価償却資産	<ul style="list-style-type: none"> ・建物: 一棟(区分所有権である場合には、区分所有権)ごと ・機械及び装置: 一の生産設備又は一台若しくは一基ごと (通常、一組又は一式を取引の単位とされるものは、一組又は一式ごと) ・その他の減価償却資産: 上記に準じた区分
土地等	一筆(一体として事業の用に供される一団の土地等には、その一団の土地等)ごと
金銭債権	一の債務者ごと
有価証券	その銘柄の異なるごと
その他の資産	通常取引単位の単位を基準とした区分

4. 改正の影響

大綱
70～71
ページ

(1) スクイズアウトによる完全子法人化の課税関係の見直し(含、税制適格要件の見直し)

今回の改正により、合併や株式交換を利用したスクイズアウトは増加する可能性がある。

改正前は、例えば完全子法人となる法人に多額の含み益がある場合、完全子法人が時価評価されない全部取得条項付種類株式の導入・取得や株式併合によるスクイズアウトは、株式の端数処理の手間が生じるものの、完全子法人が時価評価される合併や株式交換によるスクイズアウトよりも有利であった。

今回の改正により、完全子法人化するスクイズアウトの各手法の課税関係は同じになった。合併や株式交換は、株式の端数処理の形を採らずに契約の定めによってスクイズアウトされる株主へ金銭交付できるため、完全支配関係を形成する法人の手続負担が小さい。スクイズアウト手法間の所要時間の長短等、手続負担以外の要素も影響するが、今回の改正により合併や株式交換を利用したスクイズアウトは改正前と比べて増加する可能性がある。

(2) スクイズアウトによるみなし配当課税の見直し

今回の改正により、スクイズアウトされる株主の課税関係が、全部取得条項付種類株式と株式併合の間、及びこれらに反対した株主と受け入れた株主の間で、同じ取扱いとなる。

改正前は、全部取得条項付種類株式導入によるスクイズアウトにおいて反対した株主が株式買取請求権行使した場合、当該自己株式取得はみなし配当事由になっていた。当該取扱いは、スクイズアウトされる法人株主において配当金の益金不算入を活用するために、全部取得条項付種類株式導入に反対、ひいては株式公開買付に応じないインセンティブに繋がる可能性があった。

今回の改正により、全部取得条項付種類株式導入或いは株式併合によりスクイズアウトされる株主の課税関係に差異が無くなったため、税制がスクイズアウトされる株主の意思決定に影響しなくなると考えられる。

(3) 帳簿価額1,000万円未満の営業権は時価評価の対象から除外される。

(4) 帳簿価額1,000万円未満の資産については、時価評価の算定が不要になるため、実務的な作業が簡便化された。